

# 松前町国土強靱化地域計画 概要版

## 第1章 計画策定の趣旨、位置付け

平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、国土強靱化基本法に基づき、国土の強靱化に関係する計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

本計画は、あらゆる自然災害リスクに対して「強靱な松前町」を作り上げていくため、本町の強靱化施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、国土強靱化基本法第13条に基づく「松前町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

## 第2章 松前町の現状と災害リスク

### 1. 南海トラフ地震

南海トラフ地震が発生した際には、町域全体で震度6弱から震度7が想定されている。

また、南海トラフ巨大地震による最大津波高さは4.2m、津波の到達時間（+1m）は113分と想定されている。沿岸部の広い範囲で津波による浸水被害が想定されており、松前町役場周辺でも0.3m～1.0mの浸水被害が想定されている。

### 2. 重信川の氾濫

松前町は、おおむね平坦な地形であるため、重信川の想定最大規模降雨で想定した場合は、町の大部分が浸水想定区域に含まれる。

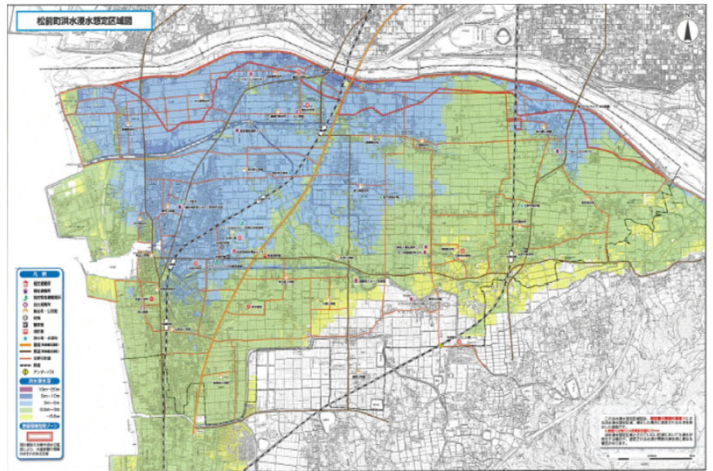


図 洪水浸水想定区域図（重信川の想定最大降雨）  
参照：松前町総合防災マップ  
（国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所）  
（重信側流域の24時間総雨量626mm）

## 第3章 基本的な考え方

### 1. 基本目標

いかなる大規模災害が発生しようとも、次の4項目を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全で安心な地域・経済社会の構築を目指す。

- ア 人命の保護を最大限図ること。
- イ 松前町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ウ 住民の財産及び公共施設の被害の最小化を図ること。
- エ 迅速な復旧・復興を可能にすること。

### 2. 事前に備えるべき目標

あらゆる自然災害リスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるよう、強靱な行政機能や地域・経済社会を事前に創り上げていくため、次の8項目を事前に備えるべき目標として掲げる。

- ア 直接死を最大限防ぐこと。
- イ 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること。
- ウ 必要不可欠な行政機能を確保すること。
- エ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保すること。
- オ 経済活動を機能不全に陥らせないように努めること。
- カ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧できるよう努めること。
- キ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないように努めること。
- ク 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること。

### 3. 対象とする自然災害

松前町の強靱化を検討する上で対象とする自然災害は、地域特性や災害リスク等を踏まえ、甚大な被害を引き起こすおそれのある「南海トラフ地震」と「台風、集中豪雨等に伴う重信川の氾濫」とする。

### 4. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

自然災害により引き起こされる最悪の事態を避けるために定めた8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

## 第4章 強靱化の対応方策

本町の強靱化を行うために必要な対応策を8の基本目標、31項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに整理した。

**（目標1）**  
直接死を最大限防ぐこと

#### 1-1) 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 公共施設等の耐震化等   | ⑤ 液状化対策        |
| ② 住宅・建築物等の耐震化等 | ⑥ 火災対策         |
| ③ 空家対策         | ⑦ 住民の災害対応能力の向上 |
| ④ ブロック塀等の安全対策  |                |

#### 1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ① 海岸保全施設等の整備・耐震化等 | ④ 長期的な土地利用方針の検討      |
| ② 水門・陸閘等の操作員の安全対策 | ⑤ 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策 |
| ③ 津波からの避難の徹底      |                      |

#### 1-3) 台風や集中豪雨に伴う重信川の氾濫による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ① 避難方法の意識改革   | ⑦ ハザードマップの作成、危険箇所の周知 |
| ② 分散避難と広域避難   | ⑧ 排水施設の整備            |
| ③ 早期避難        | ⑨ 海岸保全施設の整備          |
| ④ 指定緊急避難場所の確保 | ⑩ ため池等の対策            |
| ⑤ 河川堤防等の整備    | ⑪ 訓練等の実施             |
| ⑥ 河川構造物等の維持管理 | ⑫ 河川防災情報提供体制の強化      |

#### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 非常用備蓄の促進      | ③ 輸送路の確保等   |
| ② 支援物資の受入体制等の整備 | ④ 水道施設の耐震化等 |

#### 2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ① 警察、消防の耐災害性の強化     | ③ 救助・救急機関等との連携の強化     |
| ② 救助・救急機関等の受入体制等の整備 | ④ 自主防災組織、事業所等の救助・救急活動 |

#### 2-3) 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 帰宅困難者等への対策 | ② 民間事業者等の取組の支援 |
|--------------|----------------|

#### 2-4) 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能のまひ

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ① 災害医療体制の充実強化 | ③ 福祉支援体制の充実強化    |
| ② 保健衛生活動の充実強化 | ④ エネルギー供給の長期途絶対策 |

#### 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 疫病・感染症対策の体制整備 | ② 遺体の措置対策等の体制整備 |
|-----------------|-----------------|

#### 2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ① 福祉避難所の指定促進、運営体制の充実 | ③ 避難所運営マニュアルの整備等   |
| ② 保健衛生活動の充実強化        | ④ 下水道対策による衛生面の悪化防止 |

**（目標2）**  
救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

**（目標3）**  
必要不可欠な行政機能を確保すること

#### 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ① 警察機能の維持 | ② 災害時の治安維持活動の体制強化 |
|-----------|-------------------|

#### 3-2) 役場職員の被災や公共施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ① 業務継続計画（BCP）の運用 | ③ 災害対策本部の機能強化    |
| ② 庁舎の対策等         | ④ 通信・情報共有システムの充実 |

※太文字、下線のあるリスクシナリオは、重点化シナリオ

(目標4)  
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保すること

- 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラのまひ・機能停止
  - ① 防災拠点施設等における停電等の対策
  - ② 通信事業者との連携強化
- 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能
  - ① テレビ・ラジオ放送の中断等対策
- 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**
  - ① 災害関連情報の伝達手段の多様化等
  - ② 適切な避難行動の呼び掛け等
  - ③ 住民の避難意識の向上等
  - ④ 要配慮者等への確実な伝達

(目標5)  
経済活動を機能不全に陥らせないように努めること

- 5-1) サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下**
  - ① 事業者の事業継続体制の強化
  - ② エネルギー供給体制の確保
  - ③ 松前港の強化
- 5-2) 重要な産業施設等の被災
  - ① 危険物施設等の対策
- 5-3) 金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
  - ① 金融機関における防災対策の推進
- 5-4) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
  - ① 食料等の供給体制の確保
  - ② 物流機能等の維持・早期再開

(目標6)  
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧できるように努めること

- 6-1) ライフライン（電気、ガス、通信等）の長期間にわたる機能停止**
  - ① ライフライン事業者の防災対策の促進
  - ② エネルギー供給の多様化
- 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
  - ① 水道施設の耐震化等
- 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
  - ① 汚水処理施設等の防災対策
  - ② 早期の復旧体制の構築
- 6-4) 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止**
  - ① 緊急輸送道路等の整備
  - ② 早期の道路啓開等の体制整備
  - ③ 鉄道施設の耐震・安全対策の推進

(目標7)  
制御不能な複合災害・二次災害を発生させないように努めること

- 7-1) 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通まひ等の大規模な二次災害の発生**
  - ① 地震火災対策
  - ② 海上・臨海部の広域複合災害対策
  - ③ 建物倒壊等による交通まひ対策
- 7-2) 河川堤防、海岸保全施設、ため池等の防災インフラ施設の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生**
  - ① 堤防・護岸等の防災対策
  - ② ため池等の対策
- 7-3) 有害物質の拡散・流出
  - ① 危険物施設等の対策
- 7-4) 農地及び農業用施設等の被害による荒廃
  - ① 農地・農業用施設の適切な保全管理

(目標8)  
地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

- 8-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
  - ① 災害廃棄物処理計画の策定及び推進
  - ② 災害廃棄物処理の協力体制の構築
  - ③ 民有地内の土砂・がれき等の撤去方針の検討
- 8-2) 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態**
  - ① 復旧・復興を担う人材等の確保・育成
  - ② 地域コミュニティの活性化
- 8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
  - ① 文化財の防災対策
- 8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や被災者支援制度等の理解不足等による復興の大幅な遅れ**
  - ① 罹災証明等の速やかな発行に向けた体制整備
  - ② 住まいの再建支援に向けた体制整備
  - ③ 生活再建に関する支援制度等の理解
  - ④ 応急対策や復旧・復興期の施設・土地利用の検討
  - ⑤ 事前復興まちづくりの検討
- 8-5) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
  - ① 風評被害等に対する対策
  - ② 大量失業等に対する対策

## 第5章 施策の重点化

### 1. 施策の重点化の考え方

本町において、大きな人的被害を発生させる自然災害としては「南海トラフ地震」と「重信川の洪水」が挙げられる。限られた資源や財源等の中で、効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、これらの災害から人命保護を図ることを最優先として、施策の重点化を検討する。

【重点化に当たって配慮した本町の災害特性】

- ① 平たんな地形で県都松山市に隣接していることから、孤立発生や交通ネットワークの寸断等の影響は限定的と想定される。
- ② 大型商業施設や大規模工業施設などが立地しており、産業の維持が重要な視点となる。
- ③ 生活利便性の高い地域であり、災害が発生しても生活の維持が図られることが重要である。

### 2. 人命保護を最優先に本町の災害特性等を踏まえた重点化シナリオ

「人命保護を最優先」に、強靱化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、16の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点的なシナリオとし、その回避に努める。

※重点化シナリオについては、第4章の対応方策の体系図を参照

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1. 計画の推進

#### (1) 庁内推進体制の強化

本計画の「第4章 強靱化の対応方策」で示した、リスクの低減や解消に向けた方向性に基づき、「松前町国土強靱化アクションプラン」を作成し、対応方策に応じた事業を実施していく。

また、国土強靱化の施策・事業は、様々な分野に関係するものであり、関係課や関係機関等との連携を図りながら施策・事業の推進を図るものとする。



#### (2) 協働の取り組み

本町の強靱化の実現を図るためには、町をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、企業、住民一人ひとりが役割を担っていることを認識し、それぞれが役割分担と連携を図りながら施策・事業等を推進する。

### 2. 計画の進捗管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、定期的に計画の進捗管理を行うこととする。進捗管理に当たっては、アクションプランに「重要業績指標」を掲げ、その達成状況に基づく評価を行うこととし、進捗が遅れが見える施策・事業等については改善を図ることとする。

また、社会経済情勢等の変化や災害対応等に関する新たな知見等が得られた際には、適宜、計画の見直しを行うものとする。